議　第　95　号

伊豆市沼津市衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289条の規定により、伊豆市沼津市衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、伊豆市と協議の上、次のとおり定めるものとする。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

１　伊豆市に帰属させる財産は、次のとおりとする。

⑴　土地

| 所　在 | 地　目 | 地　積 |
|---|---|---|
| 伊豆市小土肥字橘沢1460番１ | 山　林 | 4,287㎡ |
| 伊豆市小土肥字橘沢1460番３ | 山　林 | 4,651㎡ |
| 伊豆市小土肥字橘沢1460番４ | 山　林 | 829㎡ |
| 伊豆市小土肥字橘沢1460番８ | 山　林 | 628㎡ |
| 合　　計 | | 10,395㎡ |

⑵　物品

| 項　目 | 台　数 |
|---|---|
| ノート型パソコン | ２台 |

２　沼津市に帰属させる財産は、次のとおりとする。

⑴　物品

| 項　目 | 台　数 |
|---|---|
| ノート型パソコン | ２台 |

「提案理由」

伊豆市沼津市衛生施設組合の解散に伴い、財産処分を行うものである。